

豊田・弁慶と焼山エリアで登るということ ー弁慶と焼山の利用許可申請にあたりー

○共存共栄の意味

協定書は第1条の目的に地域とクライマーの共存共栄を掲げています。

この意味について、「登る対価として運営協力金を支払う。だから、この支払いによって共存共栄関係は完結している。」こう考えている方がいるとしたら、それは大きな間違いです。

人口減少により少子・高齢化が進行し、少ない人口の中、精一杯、自然や地域を守っている地域に対して、クライマーとしてどう貢献できるかを真剣に考え実際に行動する。これが第1条の共存共栄の意味です。

「運営協力金を支払って登って帰る。それだけで必要十分」ということではありません。このことはしっかり認識しておいて頂きたいと思います。

○地域貢献の意味

第5条は地域貢献を具体的に説明しています。2つ補足します。

①環境美化作業などへの協力依頼を受けたときは参加が原則です。特に愛知県の方が不参加の場合は出不足金をお願いすることになります。

②協力依頼に答えるだけでは不十分です。地域貢献活動は能動的でなければなりません。企画を提案し実行して地域の振興及び活性化に寄与することが必要です。

○クライマーによる運営の意味

エリアの運営主体はクライマーです。みなさんもその一人です。ですから、みなさんは登りに来るお客様ではありません。

「えっ、お金を払うじゃないか。私は客だ。」という反論がありそうです。

確かに運営協力金は頂きます。しかし、そのお金はエリアを管理運営してゆくための分担金です。負担の公平な分担という視点から集められるこのお金はジムの利用料とは全く違った性質のお金です。

今回の試みは日本版アクセスファンド。クライマーの、クライマーによる、地域とクライマーのためのプロジェクトです。ですから、参加されるみなさんの立ち位置はお客様側ではありません。運営側なのです。なにしろ簡易トイレが設置できたら、みなさんもタンクの水補給とトイレ掃除を分担するのですから。

○マイナスからのスタート

そもそも事のはじまりはクライマーの無断入山と無断開拓です。刑法の器物損壊罪と民法の不法行為。法的責任を問われる行為です。

地域ファーストを掲げゼロからスタートし地域から厚い信頼を得ているMTBの『おいでんトレイル足助栃本』様とクライマーは立場が異なります。自分たちはマイナスからのスタートです。

だからこそ地域に対して何ができるかを考え実行することが大事です、信頼を回復するために。

Ask not what your country can do for you; ask what you can do for your country.

- John F. Kennedy

クライマーの皆様、どうか、よろしく願い申し上げます。

2020.1.3